回　覧

野上地区社会福祉協議会たより

野上地区社会福祉協議会報
発行日 ： 2026年2月1日
発行：野上地区社会福祉協議会
責任者 ： 森下 清

寒さが続くなか、春の訪れが待ち遠しい季節となりました。皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より野上地区社会福祉協議会の活動につきましてご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。

特に高齢者の見守り事業に関しましては、新旧民生委員の方々や多くのボランティアの皆様にお力添えをいただき、深く感謝申し上げます。

さて、日本国内では団塊の世代すべてが後期高齢者となりその人口が2,200万人を上回る状況となってきました。その中で佐野地区の老人化率(65歳以上の人口割合)が進んでいるのが野上地区となってしまっています。佐野市内では、35％程度に対して野上地区は65％以上となって3人に2人が65歳以上ということになります。老々介護という言葉を耳にするようになりましたが、野上で暮らしていくためにも社会制度（介護保険）を活用いたしましょう。

三好・野上地区合同社会福祉研修会へ参加

12月12日に三好地区と野上地区合同の視察研修が行われ、三好地区 １５名　野上地区 １３名が参加してつくば植物園とJAXAの視察を行いました。

植物園　ラン展

JAXA　展示場

野上地区社会福祉協議会の参加行事

日	行事名	場所	日	行事名	場所
4月26日	野上社協議会総会	野上基幹集落センター	10月22日	佐野市地域作り講演会	佐野短期大学
6月18日	佐野市社協議会説明会	田沼中央公民館	12月12日	三好野上社協視察研修会	筑波植物園、JAXA
7月18日	佐野市社協研修	佐野市総合福祉センター	12月14日	佐野市社会福祉フェスタ	ダイキョウアリーナ
7月28日	三好野上社協研修打合せ	三好生活改善センター	1月16日	野上社協民生委員打合せ	長谷場公民館

無理せず介護保険制度を利用しましょう

介護保険制度を利用して、住み慣れた野上で暮らしていくためにも社会制度（介護保険）を活用しましょう。
昨年に引き続き、認定の流れ等を載せましたので参考にしていただければと思います。

要介護認定の申請

申請窓口は市役所介護保険課、田沼・葛生行政センターです。
申請できる人は、本人、家族等ですが、次の業者へも依頼することができます。

- 地域包括支援センター(佐野市民病院)
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

} 蓬莱荘等

悩まず包括や業者に相談してください。

申請に必要なもの

申請書 ・市の窓口に置いてあります。

・申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号の記入欄があります。係りつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

介護保険の保険証

・40歳～64歳の方は健康保険の保険証(マイナ保険証)が必要になります。

要介護認定(調査～判定)

申請すると訪問調査と主治医の意見書をもとに公平な審査・判定が行われます。

・主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

・訪問調査

市の担当者がご自宅などを訪問し、心身の状態や日常の生活・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

・1次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

・2次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保険、医療、福祉の専門家が審査いたします。

認 定

介護や支援が必要な度合いによって要介護度
（要介護 1～5）または、（要支援1・2）が決まります。

非該当

介護や支援が必要ないと判断された場合は、非該当となります。

利用できる施設等（一部紹介）・・介護度の応じて日帰りのサービスや施設への入所ができます。

デーサービス ⇒ 通所介護施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
ショートスティー ⇒ 特養などに短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能訓練が受けられます。
グループホーム ⇒ 認知症と診断された方が共同生活で食事・入浴、機能訓練等が受けられる施設。
特別養護老人ホーム(特養) ⇒ 常に介護が必要で、自宅で介護できない方対象の施設（介護3以上）
介護老人保健施設(老健) ⇒ 在宅復帰に向け医療上のケアやリハビリ、食事、入浴などを提供する施設